

パークグランディエデナ自治会 役員候補選出細則

(総則)

第一条 パークグランディエデナ自治会の役員候補の選出には、本会会則によるほか、本細則による。

(立候補)

第二条 次年度の役員候補は、立候補者を優先する。

- 2 立候補者は、立候補締め切り日までに、立候補届を本会まで届け出なければならない。
- 3 立候補締め切り日に立候補が自治会規約第八条に定める候補者定数を超える場合、会長は2月末までに公開の抽選を実施し、次年度役員候補を決定する。

(輪番制)

第三条 立候補締め切り日に立候補者が定数を下回る場合、輪番制にて役員候補を各棟単位（サザンタワー4名、プロムナード4名、ブライト3名、ガーデンコート4名）で推薦する。

- 2 世帯主の業務遂行が困難な場合は、成人に達した同居者が代行するものとする。
- 3 次の各号に該当する場合は、輪番制を本人の書面による申し出により役員会で免除または一定期間保留できるものとする。
 - (1) 75歳以上の高齢者夫婦または単身者の場合
 - (2) 病気、心身障害等で業務の遂行が困難であると認められた場合
 - (3) 役員任期の開始から6ヶ月以内に転居を予定している場合
 - (4) 単身赴任、出産等その他事情で、業務の遂行が困難であると認められた場合
 - (5) 同時期に管理組合理事候補となる場合
 - (6) 役員経験者（ただし、輪番制の一巡内）

(輪番の管理)

第四条 会長は輪番制における役員候補輪番を適正に管理し、運用しなければならない。

- 2 輪番制における役員候補者輪番は次の各号による。
 - (1) 輪番制における各棟別にブロック単位で行い、1ブロック1名を推薦する。
 - (2) 当該年度の役員留任者がいるブロックは、候補者定数を超えない限り輪番による推薦を行う。
 - (3) 立候補者がいるブロックは、輪番による推薦を行わない。
 - (4) 同一ブロック内の複数の立候補者は、候補者定数を超えない限り認める。
 - (5) 第三条第3項における免除または一定期間保留者の輪番順序を組み換える。
 - (6) 新規入居者は前住居者の輪番を引き継ぐ。
 - (7) 輪番制の一巡内の役員経験者は、輪番による推薦を行わない。

(締切日)

第五条 役員候補の立候補締め切り日は、当該年度の1月の自治会役員会で決定し、1月の役員会終了後公開しなければならない。

(次年度の事業計画及び予算案)

第六条 次年度役員候補者は、当該年度の 3 月の自治会役員会に参加し、次年度の事業計画及び予算案の編成について意見を申し出ることができる。

(業務引継)

第七条 当該年度の役員は、それぞれの活動記録を詳しく作成整理し、次年度の役員へ引き継がなければならない。

(役員経験者の協力)

第八条 役員経験者は、本会の運営等について当該年度の役員等から相談があった場合は、協力するものとする。

付 則

本細則は、平成 25 年 4 月 21 日から実施する。

平成 26 年 4 月 20 日一部改正。平成 26 年 4 月 20 日から実施する。